

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1) 地域の災害リスク

(洪水)

池田市のハザードマップによると、一部の地域において、5mを超える浸水が予想(猪名川の氾濫を想定)されているほか、内水やその他の河川でも一部の工業及び商業地区において最大で3mの浸水被害が予想されている。

(土砂災害)

池田市の地域防災計画によると、市域の五月山の麓を中心に土砂災害警戒地域(特別警戒地域も含む)が163ヶ所点在しており、一部の工業施設等が該当する。

(地震)

池田市域に大きな被害をもたらすと考えられる上町断層系、有馬高槻構造線系及び南海トラフを想定した場合の被害予測値は以下のとおりである

【表1-1 断層型地震災害】

(前提条件：冬季 18時、北西の風 2.9m/s)

種 類		有馬高槻断層帯	上町断層帯
推定震度		6弱～6強	5強～6強
建物被害	全 壊	2,403棟	3,340棟
	半 壊	3,398棟	4,040棟
人的被害	死 者	16人	26人
	負 傷 者	1,313人	1,510人
	避難生活者	6,671人	8,101人
地震火災被害	炎上出火件数	2(3)件	4(4)件
ライフライン被害	上水断水影響人口	43,000人	60,000人
	ガス供給停止戸数	31,000戸	44,000戸
	固定電話被災回線数	2,448回線	2,448回線
	停電件数	34,474軒	12,297軒

(注) 炎上出火件数は1日間の合計値、()内は3日間の合計値

【表 1-2 海溝型地震被害】 (前提条件：冬季 18時、1%超過確率風速)

種 類		南海トラフ
推定震度		6 弱
建物被害	全 壊	91 棟
	半 壊	1,306 棟
	地震火災被害	0 棟
人的被害	死 者	3 人
	負 傷 者	209 人
	避難所避難者	2,813 人
ライフライン被害	上水断水率	25%
	ガス供給停止率	0%
	固定電話不通契約率	30.8%
	停 電 率	49%

(注)避難所避難者は1週間後、ライフライン被害は被災直後の数値
出典：池田市地域防災計画参考資料編

(その他)

池田市のため池ハザードマップによると、8か所のため池において地震や豪雨などで決壊の可能性が予想されている。

(参考資料)

<池田市ハザードマップ>

<http://www.city.ikeda.osaka.jp/kurashi/guide/bosai/kozui/1416652055788.html>

<池田市地域防災計画>

<http://www.city.ikeda.osaka.jp/kurashi/guide/bosai/1427763310251.html>

2) 商工業者の状況

- ・企業数 2,524 者
- ・中小企業数 2,517 者
- ・小規模事業者数 2,119 者

※中小企業庁「中小企業・小規模事業者の数(2016年6月時点)」より

3) これまでの取組

<池田市の取組>

- ・池田市地域防災計画の策定：必要に応じて検討を加え修正。
- ・池田市業務継続計画の策定：優先業務の選定
- ・防災訓練の実施：自主防災会による訓練、3市2町による行動訓練、市の訓練など
- ・設備の整備：防災行政無線、防災備蓄倉庫の新たな整備
- ・避難行動要支援者の名簿の整理
- ・災害時の応援に関する協定書の締結
- ・備蓄品の計画的な更新

<池田商工会議所の取組>

- ・災害時における特別相談窓口の設置、支援施策の情報発信
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・経営指導員向けBCP研修への参加
- ・支援拠点である商工会議所の耐震化
- ・防災備品の備蓄
- ・大阪府商工会議所連合会「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」に参画

② 課題

- ・現状では、緊急時の取組（状況把握や支援等）にかかる池田市と池田商工会議所との具体的な連絡・協力体制が構築されていない。
- ・池田商工会議所においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・事業者に向けた地域の災害リスクに関しての周知が不足している。

③ 目標

◎ 実施期間中における事業者BCP策定支援等事業者数の目標：計6,250事業者

- 令和2年度：1,250事業者、
- 令和3年度：1,250事業者、
- 令和4年度：1,250事業者、
- 令和5年度：1,250事業者、
- 令和6年度：1,250事業者

- ・地区内の小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、経営指導員が外部の専門家等と連携してセミナーや個別指導助言を行う。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、池田商工会議所と池田市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、池田商工会議所と池田市及び関係団体との連携体制を平時から構築する。

④ その他

池田商工会議所の事業継続計画の有無：無

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

⑤ 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和2年10月1日～令和7年9月30日

⑥ 事業継続力強化支援事業の内容

・池田商工会議所と池田市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要の紹介等を行う。

b) 小規模事業者に対する事業者 BCP 策定支援

- ・大阪府が提供する簡易版 BCP 様式による策定支援
- ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援
- ・連携する損害保険会社の協力を得て、損害保険会社が提供する簡易版 BCP 様式での策定支援

c) 地区内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況の把握

- ・企業巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況を確認する。

d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・大阪府・市町村合同地震・津波対策訓練に参加することで池田市と池田商工会議所との連絡ルートの確認等を行う。（その他の訓練は必要に応じて実施する）。

e) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・池田商工会議所は、令和4年度末までに事業継続計画を策定する。

f) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関へのチラシ配架等普及啓発依頼。

g) フォローアップ

池田市危機管理課・商工労働課と池田商工会議所とで、当計画の進捗状況の確認や改善点等について、必要に応じて協議する機会を年に1回以上設ける。

2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

発災後24時間以内に職員とその家族の安否確認・業務従事の可否確認を行う。大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を池田商工会議所と池田市で共有する。

b) 応急対策の方針決定

- ・池田商工会議所と池田市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方法を決める。
- ・池田商工会議所は次の区分に応じて必要な対応を行う。
 - ①就業時間中
 - 大規模地震：火の元と館内にいる職員・来客の負傷者の有無を確認し、避難経路を確保、建物からの避難を実施する。
 - 大規模風水害：原則として、落ち着くまで職員・来客共に館内待機を促す。
 - ②就業時間外
 - 職員自身が目視で命の危険を感じる災害等の場合は出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤し、事務所の復旧など初動対応を実施する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は、大阪府商工会議所連合会「大規模自然災害時に際しての連携支援に関する取り決め」により、他の地域からの応援職員の派遣、物資の提供等を受け、応急対策に取り組む。
- ・池田商工会議所と池田市は被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、電話回線の不通等連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により池田商工会議所と池田市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～4週間	1週間に1回共有する
それ以降	必要に応じて随時共有する。

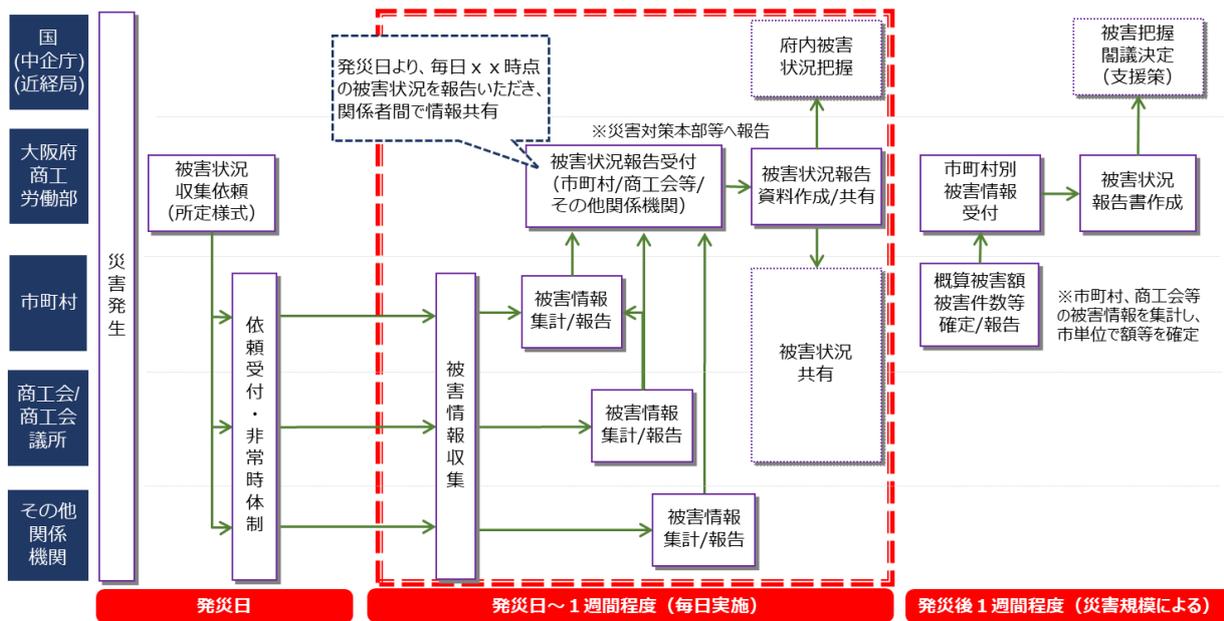
3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・大阪府が指定する下記フロー図の通り、被害状況報告等の連絡体制をとる。
- ・池田市は二次災害を防止するための情報等を広く発信するとともに、池田商工会議所へも情報提供する。池田商工会議所はその情報をホームページ等を利用し広く周知する。
- ・池田商工会議所と池田市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・池田商工会議所と池田市が共有した情報を、大阪府の指定する方法にて双方いずれかより大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、池田商工会議所と池田市で相談・決定する。（池田商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、池田市等の施策）について、池田市商店会連合会、池田市工業振興会等関係団と連携し地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・大阪府商工会議所連合会「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」に基づく支援活動を要請する。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・国や大阪府の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談する。

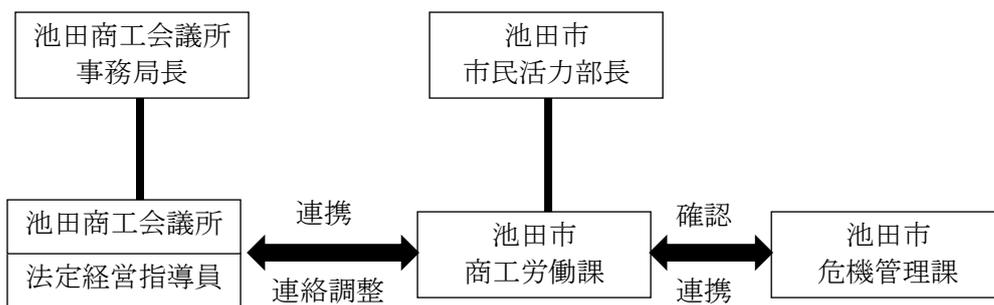
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年6月現在)

⑦実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



⑧商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

○当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 岩尾 俊明（連絡先は⑨参照）

経営指導員 石田 将人（連絡先は⑨参照）

経営指導員 阿部小百合（連絡先は⑨参照）

経営指導員 水野 健次（連絡先は⑨参照）

経営指導員 多田 幸希（連絡先は⑨参照）

○当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

⑨商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

○池田商工会議所 中小企業相談所

〒563-0025 池田市城南1丁目1番1号

TEL：072-751-3344（直通） / FAX：072-751-3876

E-mail：soudansho@ikedacci.or.jp

○関係市町村

池田市 市民活力部 にぎわい戦略室 商工労働課

〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号

TEL：072-754-6241（直通） / FAX：072-752-6680

E-mail：shoro@city.ikeda.osaka.jp

池田市 市長公室 危機管理課

〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号

TEL：072-754-6263（直通） / FAX：072-752-1495

E-mail：kikikanri@city.ikeda.osaka.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【池田商工会議所】

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
専門家派遣	100	100	100	100	100
セミナー開催	400	400	400	400	400
広報制作費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
大阪府補助金、自主財源

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【池田市】

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	0	0	0	0	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長 広瀬 伸一 大阪北支店 北摂支社 大阪北支店次長兼北摂支社長 三木 崇 本社 〒100 - 8050 東京都千代田区丸の内1丁目2番1号 大阪北支店 北摂支社 〒560 - 0082 豊中市新千里東町1丁目5番3号千里朝日阪急ビル16F 電話番号：06-6834-2939 FAX 番号：06-6834-2913
連携して実施する事業の内容
① 住所単位での災害リスク喚起。(ハザードマップの提供) ② 事業者BCP策定をポイントとしたセミナーやワークショップ、策定支援等の開催。 ③ 支援した事業者のBCP取組状況に応じてフォローアップ。 ④ 経営指導員を対象とした研修の開催。 ⑤ 必要に応じてリスクファイナンス支援。
連携して事業を実施する者の役割
① 池田商工会議所の依頼に応じて、住所単位のハザードマップを池田商工会議所に提供。 ② 池田商工会議所の依頼に応じて、BCP策定をポイントとしたセミナーやワークショップ及び策定支援の実施。 ③ 池田商工会議所の依頼に応じて、支援した事業者のBCP取組状況に応じてフォローアップ。 ④ 池田商工会議所の依頼に応じて、経営指導員を対象とした研修の開催。 ⑤ 池田商工会議所の依頼に応じて、リスクファイナンス支援。
連携体制図等
<pre> graph TD A((池田商工会議所 池田市)) -- 講師依頼 --> B((東京海上日動火災 保険株式会社)) B -- 講師派遣・策定アドバイス --> A A -- セミナー開催 BCP策定支援 --> C((小規模事業者)) B -- セミナーでの講義 損害保険会社が保有するBCP策定ツールの提供、個別策定支援 --> C </pre>